

令和4年度環境対応車導入促進助成事業の手続き

(リース事業者用)

(公社) 全日本トラック協会

実施要領14.(4)に定める、令和4年度における環境対応車導入促進助成事業に係るリース事業者の手続きの詳細は、以下のとおりとする。

1. リースによる環境対応車の導入について

- ・全ト協は交付要綱および実施要領にもとづき、実施要領に定められた車両の貸渡しを事業者に対して行うリース事業者に対し、助成金を交付する。
- ・リース事業者は、交付された助成金を、貸渡し先の事業者に対して確実に還元すること。

2. リースの条件

(1)	助成対象車両	① 車両総重量2.5トン超のハイブリッドトラック (車両総重量2.5トン超の大型車を含む) ② 車両総重量2.5トン超の天然ガストラック ③ 車両総重量2.5トン超の電気トラック
(2)	リース期間	原則として法定耐用年数以上
(3)	貸渡し先への助成金の還元	原則として車両価額※から補助金・助成金の総額を控除した額を基礎に、月額リース料率を低減する もしくは、国の補助金の取扱いに準じて、借受人に全額を還付することも可能 ※全ト協より、車両借受人への助成金還元の状況を示す書類の提出を求める場合がある
(4)	終了後の取扱い	再リース、返却、売却のいずれか
(5)	車両の所有	リース事業者が所有
(6)	契約	事業者とリース事業者との個別契約
(7)	中途解約	処分制限期間内での中途解約は原則不可
(8)	その他	その他の条件は一般のリース契約に準ずる

※ 注文架装についてもリースの対象とする。

3. リース事業者の届出について

- ・全ト協の助成事業を活用して事業者にリースを行う場合、当該年度初回の助成金交付申請時まで、全ト協に対して以下の書類を提出すること（郵送可）。
- ・営業所が複数ある場合は、交付申請から助成金の請求まで、法人単位で窓口を必ず一本化すること（1法人1担当者）。
- ・届け出た情報が変更となった場合は、速やかに連絡すること。

【提出書類】

- ① リース事業者届出書（別紙）
- ② 登記簿謄本（写し可）※3ヶ月以内のもの
- ③ 担当者名刺（1枚）

【書類送付先】

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5
公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 宛

4. 協調補助について

- ・全ト協の助成金は、原則として国の補助金を併用すること（協調）を条件とするが、実施要領3(2)に定められた車両及び、やむを得ず国の補助要件を満たせない下記の車両については、この限りではない。

■実施要領3(2)に定められた車両

- ① 車両総重量2.5トンクラスの天然ガス自動車（新車）
- ② 車両総重量2.5トンクラスのハイブリッド自動車（新車）
- ③ 車両総重量2.5トン超の電気自動車（新車）

■やむを得ず国の補助要件を満たせない車両

- ① 国の補助台数要件を満たせない車両
- ② 国の交付予定枠の申込みを行ったが、台数制限等により内定通知がされなかった車両
- ③ 国の交付予定枠の申込みができなかった車両
- ④ 割賦により導入された車両

- ・協調については下記の組み合わせがある。申請する場合は、それぞれの補助金、助成金の交付要綱等をよく確認すること。

他の補助金・助成金との組み合わせ	
①	国＋全ト協＋地方ト協／地方自治体
②	国＋全ト協
③※	全ト協＋地方ト協／地方自治体
④※	全ト協のみ

※③および④は、「やむを得ず国の補助要件を満たせない車両」の場合。

5. 交付申請

(1) 申請者について

- ・全ト協および地方ト協への助成金申請について、リースによる環境対応車導入の場合の申請者は、国の補助金においてはリース事業者となるが、全ト協の助成金においては貸渡し先の事業者となることに注意すること。

申請先	申請者	助成金・補助金の支払い先
全ト協	事業者 (貸渡し先の事業者)	リース事業者
国	リース事業者	リース事業者

(2) 手順

- ・事業者は、助成対象車両の新規登録（新車の場合）または構造等変更検査（使用過程車の改造の場合）を行う前に、事業者の所属する地方ト協に対し、交付要綱に定める「環境対応車導入促進助成金交付申請書」（様式1）に代えて、5枚複写式の「全ト協様式1（第6条関係）」を提出すること。
- ・5枚複写式の「全ト協様式1（第6条関係）」の所定欄に、リース事業者に関する情報の記入が必要となる（押印は不要）。
- ・申請車両の型式の確認のため、必ず見積書（写）を添付すること。
- ・5枚目の申請者控えを地方ト協から必ず受け取ること。

■ 提出書類：全ト協様式1（第6条関係） ※1～5枚目を地方ト協に提出

[1枚目] 都道府県トラック協会控

[2枚目] 全日本トラック協会控

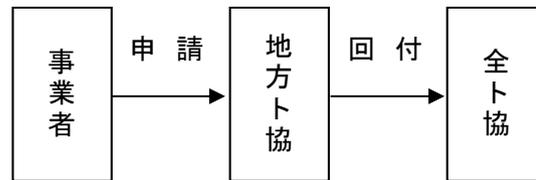
[3枚目] 交付決定通知書 「全ト協様式2（第7条関係）」

[4枚目] 環境優良車普及機構（LEVO）控

[5枚目] 申請者控

■添付書類：見積書（写）

- ・提出された交付申請書は、地方ト協より全ト協へ回付される。



（3）助成対象車両及び助成額

- ・助成対象車両の車両型式およびその助成額については、国の定める通常車両との価格差が確定次第、速やかに全ト協のホームページで公表する。
- ・年度内に車両型式の追加等があった場合は、速やかに全ト協のホームページ情報を更新する。
- ・地方自治体の助成金がある場合で、補助金と助成金の総額が国の定める通常車両との価格差を超える場合等、全ト協、地方ト協の助成金を減額することがある。

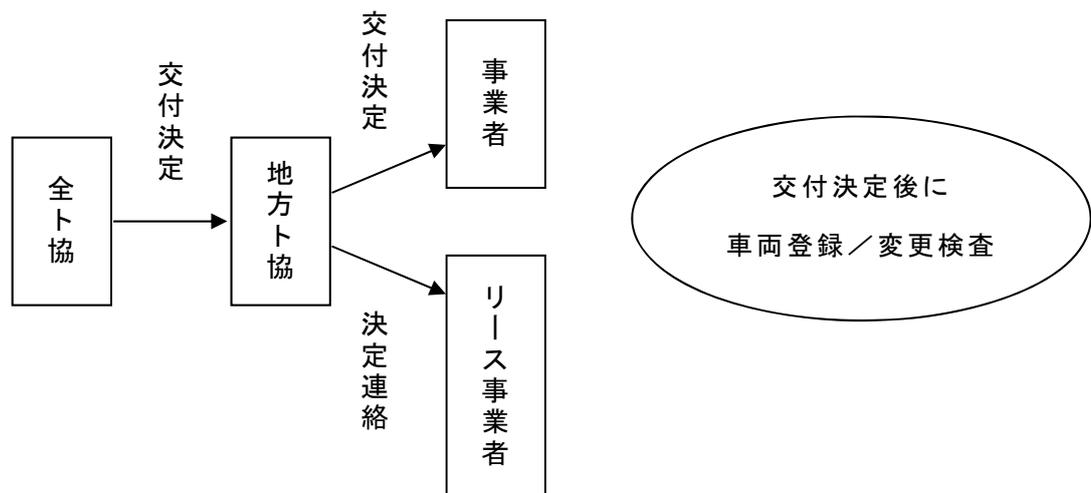
（4）交付申請書の提出期限

- ・令和4年4月1日（金）～令和5年1月31日（火）（必着）
- ・ただし、継続して助成事業が実施できるよう、4月～6月の登録車両に限り事後の申請を認めることとし、その受付期限は7月29日（金）とする。
- ・上記期間内であっても、予算に達した場合は、受付を終了することがある。
- ・地方ト協の申請受付期間はそれぞれ異なるため、事前に確認を行うこと。

6. 交付決定および車両登録等

- ・全ト協は、地方ト協から回付された交付申請書を受領し、申請書および添付書類を審査後、予算の範囲内で交付決定を行い、おおむね10日毎に地方ト協へ交付決定通知書を送付する。
- ・地方ト協は、全ト協からの交付決定通知を受けて、原則、事業者に対し交付決定をおこない、リース事業者に対し交付決定の連絡をおこなう。
- ・リース事業者は、交付決定後に、新規登録（新車の場合）または構造等変更検査（使

用過程車の改造の場合）をおこなうこと。



7. 実績報告

- ・ 新規登録（新車の場合）または構造等変更検査（使用過程車の改造の場合）を完了した事業者は、完了から原則1ヶ月以内に、所属する地方ト協へ実績報告書を提出すること。
- ・ 地方ト協の様式および各期限については、事業者の所属する地方ト協に確認すること。
- ・ 地方ト協によっては、リース事業者に実績報告書の提出を求める場合がある。

■ 提出書類：実績報告書（様式は所属の地方ト協に確認すること。）

■ 添付書類：

① 自動車登録検査証（写）等

② リース契約書（写）

※リース契約書に車台番号等の導入車両を確認できる記載がない場合、別途、借受証等の導入車両を確認できる書類を添付すること。

※転貸リースの場合は、中間会社の契約書等も含めて添付すること

③（割賦の場合）割賦販売契約書（写）

※契約書に車台番号等の導入車両を確認できる記載がない場合、別途、物件受領証等の導入車両を確認できる書類を添付すること。

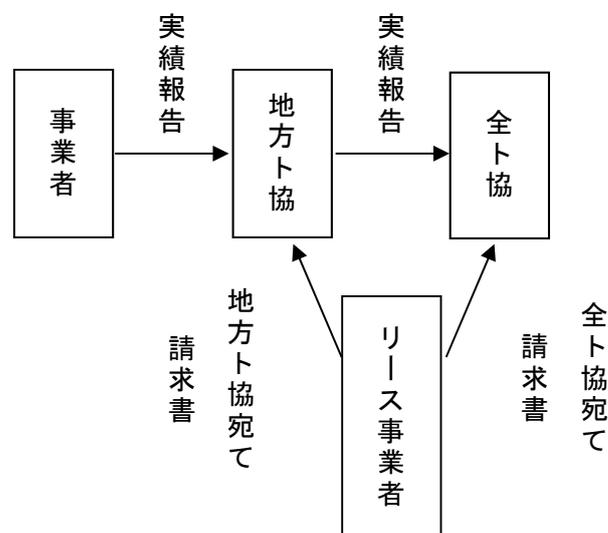
④（電気自動車の場合）車両の所有者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し又は事業完了日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し

⑤ そのほか地方ト協が定める書類

- ・地方ト協は、事業者から提出された実績報告書の内容をもとに、全ト協の様式にもとづいて全ト協に実績報告書を提出する。

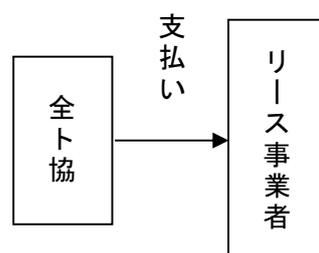
8. 助成金請求

- ・地方ト協および全ト協からリース事業者に対してそれぞれ助成金を交付するため、リース事業者は車両1台ごとに「地方ト協あて」「全ト協あて」の請求書を提出する。
- ・全ト協に対しては、交付要綱に定める「環境対応車導入促進助成金請求書」（様式3-3）を提出すること。
- ・地方ト協の様式については、事業者の所属する地方ト協に確認すること。



9. 助成金の支払い

- ・全ト協は、地方ト協から提出された実績報告書とリース事業者から提出された請求書が揃った時点で、それぞれの内容を照合・審査の上、リース事業者に対し助成金を支払う。
- ・助成金の支払いについては、原則として、内容の審査が完了した月の末日締め、翌月末の支払いとする。但し、土曜・日曜・祝祭日にあたる場合は、その後の平日とする。
- ・地方ト協からの支払い条件については、事業者の所属する地方ト協に確認すること。



10. 変更および取下げ

- ・交付決定後に申請内容を変更する場合及び導入を中止する場合、リース事業者はあらかじめ地方ト協に報告したうえで、必要な書類を速やかに所属する地方ト協へ提出すること。
- ・地方ト協の様式については、事業者の所属する地方ト協に確認すること。

【変更】

提出書類	取扱い例
交付申請変更届出書※	<ul style="list-style-type: none">・車両型式の変更・申請台数の変更・使用の本拠の位置の変更、但し、同一都道府県内に限る。・大幅な事業完了日の変更

【取下げ】

提出書類	取扱い例
交付申請取下届出書※	<ul style="list-style-type: none">・助成額の増額を伴う変更・導入の中止・その他変更届で対応できない事項

※様式は地方ト協に確認すること。

11. 財産の処分制限等

(1) 助成金の返還

- ・交付要綱第11条及び第11条の2並びに第12条に該当する場合は、原則として、財産処分等の制限期間が経過するまでの期間に相当する額の助成金の返還（原則として月数割り）を求める。
- ・この場合、リース事業者は、必要な書類を事業者の所属する地方ト協に確認のうえ、速やかに地方ト協に提出する。
- ・地方ト協は、リース事業者から提出された内容を基に、全ト協の様式にもとづいて全ト協に財産処分等届出書を提出する。
- ・全ト協は、地方ト協から提出された届出の内容を審査のうえ、リース事業者に対し助成金の返還を求めるとともに、地方ト協に対してその内容を通知する。

(2) 助成金の返還の免除

・地方ト協及び国が財産の処分を承認し、全ト協が以下に該当すると判断した場合は、助成金返還の対象としない。ただし、助成金の交付対象車両は永久抹消登録とすることを条件とする。

① 財産処分の理由が自己の責によらないと判断されるもの

② 財産処分の理由がやむを得ないものと判断されるもの

・なお、助成金返還が免除される場合であっても、地方ト協に対する必要書類及び、地方ト協が求める添付書類を提出すること。

・全ト協がリース事業者に対して助成金返還を求めないことを決定した場合、全ト協から事業者の所属する地方ト協に対してその内容を通知する。

・地方ト協は、全ト協からの通知を受けて、リース事業者にその内容を通知する。

12. そのほか留意事項

① トラック協会非会員事業者に対する助成は行わない。

② 地方ト協によって、助成額やその他制限事項を個別に設定している場合があるため、必ず事前に確認すること。

③ 本手続き内容に定めのない事項等については、本事業の趣旨に則り別途定める。

以上

【参考】環境対応車導入促進助成事業の手順

※下記の手順は、実施要領 3 (1)に該当する、国の補助金を併用することを条件とするものについて、全ト協の環境対応車導入促進助成事業とあわせて国の補助金（実績申請方式）を利用する場合の手順を例示したものです。

※国の補助金が通常申請方式の場合及び、実施要領 3 (2)に該当する自動車に係る国等の補助金については、手順が異なりますので、ご注意下さい。

※地方ト協の様式および必要書類についてはそれぞれの地方ト協にご確認下さい。

※下記の手順を図示したフロー（巻末）をご参照下さい。

（１）交付申請～交付決定（国の補助金の実績申請方式の場合）

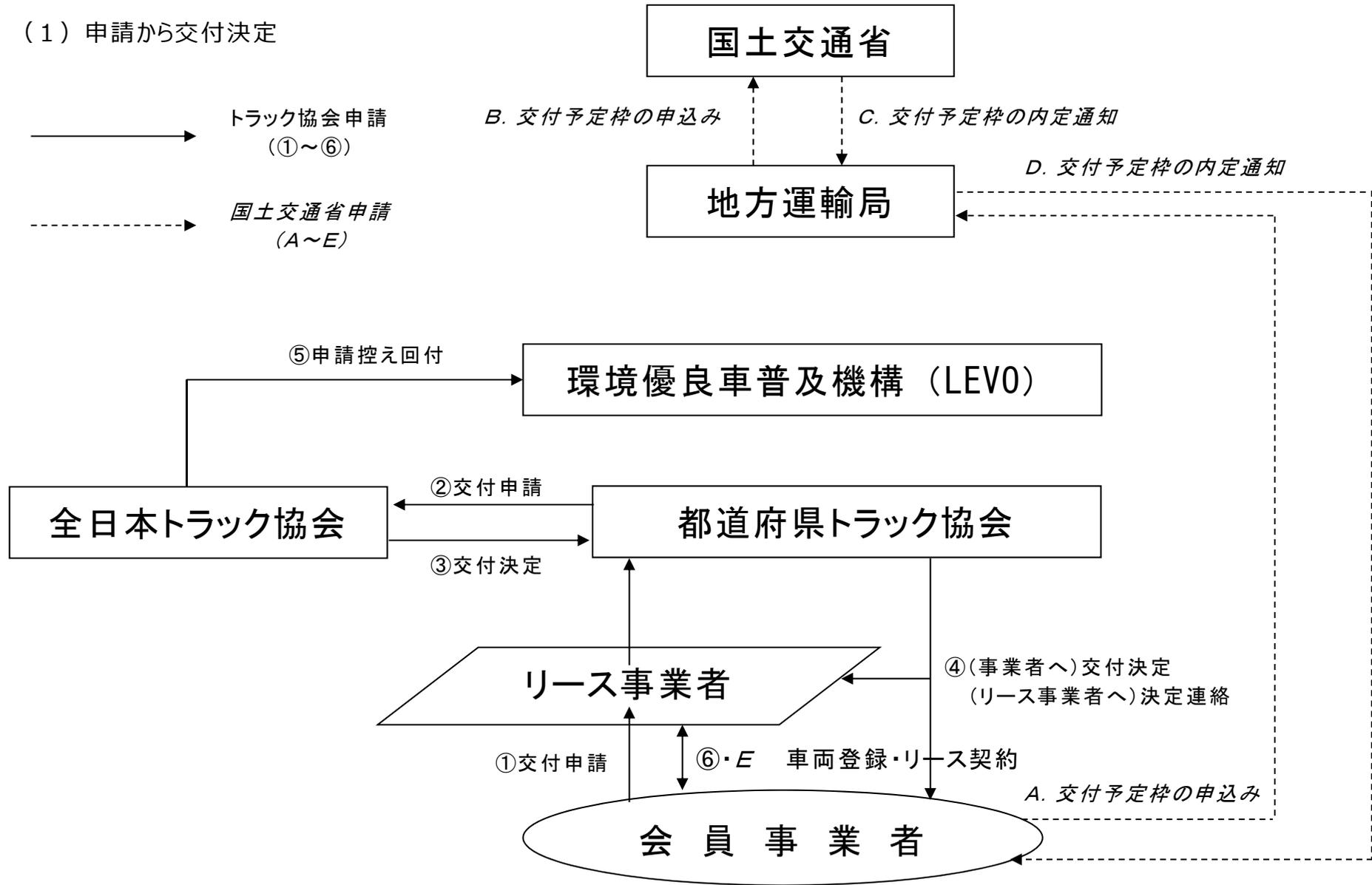
トラック協会		国土交通省	
①	事業者は、リース事業者を選択し、5枚複写式の「交付申請書」に必要事項を記入のうえ、所属の地方ト協に提出する（リース事業者経由も可）。 地方ト協は、「交付申請書（複写式）」に必要事項を付記する。	A	事業者は、受付期間内に地方運輸局に「交付予定枠の申込書」を提出する。
②	5枚複写式「交付申請書」の1枚目は地方ト協が、同じく5枚目は事業者が、それぞれ保管し、地方ト協は同じく2～4枚目を全ト協へ回付する。	B	地方運輸局は、国土交通省に「交付予定枠の申込書」を進達する。
③	全ト協は内容を審査し、地方ト協へ5枚複写式「交付申請書」の3枚目の「交付決定通知」を送付する（概ね10日毎）。 全ト協は同じく2枚目を保管する。		
④	地方ト協は、事業者に交付決定を通知する。 併せて、リース事業者にその旨を連絡する。	C D	国土交通省は、地方運輸局を經由して、事業者に「交付予定枠の内定」を通知する。
⑤	全ト協は、5枚複写式「交付申請書」の4枚目を環境優良車普及機構（LEV0）に回付する。		

⑥・E 全ト協の交付決定後に車両登録／構造等変更検査及びリース契約

(2) 実績報告～助成金支払（国の補助金の実績申請方式の場合）

トラック協会		国土交通省	
①	事業者は、車両導入又は構造等変更検査が完了した後、地方ト協に実績報告を行う（リース事業者経由も可）。	A	リース事業者は、環境優良車普及機構（LEVO）に「補助金実績申請書」を提出する。
②	リース事業者は、事業者の車両導入又は構造等変更検査が完了した後、地方ト協に「地方ト協あて助成金請求書」を提出する。	B C	LEVOは、書類確認後、地方運輸局を経由して国土交通省に「補助金実績申請書」を提出する。
③	地方ト協は、全ト協に「リース実績報告書」を提出する。		
④	地方ト協は、リース事業者に額の確定を通知し、助成金を支払う。	D F	国土交通省は、地方運輸局を経由して、リース事業者に額の確定を通知し、併せてLEVOにその内容を連絡する
⑤	リース事業者は、全ト協に「全ト協あて助成金請求書」を提出する。		
⑥	全ト協は、③「リース実績報告書」と⑤「全ト協あて助成金請求書」を照合し、内容を審査する。		
⑦	全ト協は、リース事業者に助成金を支払う。	G	国土交通省は、リース事業者に補助金を支払う。

(1) 申請から交付決定



(2) 実績報告から支払い

